

米国オバマ政権が示した金融規制改革法案

小立 敬

■ 要 約 ■

1. 2009年8月11日、オバマ政権が構想する金融規制改革法案がすべて議会に提出された。オバマ政権による一連の改革法案は全13編で構成されている。
2. 法案には、①システム上重要な金融機関をFRBがティア1金融持株会社（ティア1 FHC）として指定し監督する枠組みを整備する法案、②ヘッジファンドの登録制の導入を図る法案、③CDSを含む店頭デリバティブ市場の監督規制を強化する法案、④格付機関規制、役員報酬規制、証券化の定量保有義務の導入を図る法案、⑤システム上重要な金融機関の破綻処理に関する法案など重要法案が含まれている。
3. 連邦議会は夏場の休会を経て9月上旬に再開された。現在、議会ではオバマ政権が提出した金融規制改革法案に加え議員提案による法案も含め、金融制度改革の議論が本格的に行われている。すでに法案成立に向けて具体的に進展している分野もある。
4. 一方、一連の金融制度改革の議論の中で大きな争点の一つとなっていたのが、ティア1 FHCの監督権限をFRBに一元化させるというオバマ政権の改革案であった。そのため、下院金融サービス委員会および財務省は10月27日、これまでの提案内容を大幅に修正するかたちで、「2009年金融安定化改善法案」を公表し、システム上重要な金融機関の監督を金融サービス監督カウンスルに担わせる方針を明らかにした。米国の取り組みは国際的な議論にも影響を与えるため、米国議会の動向から目が離せない。

I. オバマ政権による金融規制改革法案の提出

2009年8月11日、米国財務省が店頭デリバティブ市場に関する法案を連邦議会に提出したことにより、オバマ政権が構想する金融規制改革法案が出揃った¹。オバマ政権としては一連の金融規制改革法案について年内の成立を目指している。

オバマ政権が議会に提出した法案は、以下の全13編で構成されている。

¹ オバマ政権の金融制度改革の全体像については、小立敬「オバマ政権が提示した米国の金融制度改革案」『資本市場クォーターリー』2009年夏号（ウェブサイト版）を参照。

- ❖ 第1編 金融サービス監督カウンスル法・・・システミック・リスクの把握等を担う新たな規制当局としての金融サービス監督カウンスルの設置
- ❖ 第2編 銀行持株会社現代化法・・・システム上重要な金融機関を連邦準備制度理事会（FRB）がティア1金融持株会社に指定・監督
- ❖ 第3編 連邦預金取扱機関監督規制改革法・・・国法銀行と連邦貯蓄機関の免許の統合、通貨監督局（OCC）と貯蓄機関監督局（OTS）の統合
- ❖ 第4編 私募ファンド投資顧問登録法・・・ヘッジファンド等に対する登録制の導入
- ❖ 第5編 全米保険局法・・・州レベルの保険規制の不備を補う連邦規制当局の設置
- ❖ 第6編 銀行持株会社・預金取扱機関規制改善法・・・ファイヤーウォール規制の強化等を含む銀行規制に関する各種見直し
- ❖ 第7編 店頭デリバティブ市場法・・・店頭デリバティブ取引に関する監督規制の強化
- ❖ 第8編 支払い・清算・決済監督法・・・清算・決済機関に対する監督規制の強化
- ❖ 第9編 投資家保護法・・・格付機関規制の強化、役員報酬に関する規制の導入、証券化プロセスにおける規制強化
- ❖ 第10編 消費者金融保護庁法・・・消費者向け金融サービスに関する新たな規制当局としての消費者金融保護庁の設置
- ❖ 第11編 連邦取引委員会法改正・・・消費者金融保護庁と連邦取引委員会の協調・協力
- ❖ 第12編 大規模かつ相互関係性を有する金融会社に関する破綻処理権限法・・・銀行持株会社、ティア1金融持株会社の破綻処理の枠組みの整備
- ❖ 第13編 連邦準備法改正・・・FRBの特別融資に関する手続きの見直し

オバマ政権の金融規制改革法案を受けて議会で様々な議論が行われており、現在はこれらの法案に修正が図られようとしている²。もっとも、本稿では、米国で行われようとしている金融規制改革の全体像を鳥瞰するために、まずはオバマ政権が提出した当初の金融規制改革法案について概説する。

II. 金融規制改革法案の概要

<第1編：金融サービス監督カウンスル法>

2009年金融サービス監督カウンスル法（Financial Services Oversight Council Act of 2009）は、新たな規制当局として設けられる金融サービス監督カウンスル（FSOC）の設置法である。FSOCは、財務長官を議長として、FRB議長、証券取引委員会（SEC）委員長、商品先物取引委員会（CFTC）委員長、連邦預金保険公社（FDIC）総裁、連邦住宅金融庁（FHFA）長官、さらにOCCとOTSの統合によって生まれる全米銀行監督者（NBS）の長、消費者

² 本稿は2009年10月29日時点までに得られた情報に基づき執筆している。

金融保護庁（CFPA）長官で構成される規制当局である。

FSOC は、従来の大統領金融市場ワーキンググループ（PWG）の機能を代替するものとして、業態別に分かれた米国の規制当局間の情報共有を促し、規制当局間の管轄の問題の調整を図る役割をもつ³。さらに、業態別の規制当局に分かれた米国の規制システムは、システミック・リスクの認識・対処の点で十分でないことが金融危機によって再認識されたことから、金融サービス市場を監視し米国の金融システムの安定性を脅かす要因を発見することが FSOC の責務の 1 つとして規定されている。FSOC はシステミック・リスクの把握のため、FSOC を構成する規制当局から情報を得るだけでなく、金融機関から情報を直接入手する権限を保持することが定められている。また、FSOC には、後述するように、FRB が金融機関をティア 1 金融持株会社に指定すること、また、FRB が清算・決済機関または支払い、清算、決済業務に関わる金融機関の活動をシステム上重要と指定することに関して FRB に勧告を行う権限が与えられている。

<第 2 編：銀行持株会社現代化法>

金融危機の教訓を踏まえて G20 で行われている規制改革の検討の 1 つとして、銀行、証券、保険といった業態を問わず、さらにヘッジファンド等の非規制業種も含めて、システム上重要な金融機関の監督規制を強化する方針がある。この課題に対する米国の答えといえるのが、2009 年銀行持株会社現代化法（Bank Holding Company Modernization Act of 2009）である。

本法は、システミック・リスクを緩和し、金融システムの安定性を促すため、大規模で（large）レバレッジが高く（highly leveraged）、相互に取引が絡み合った（interconnected）金融会社を包括的で厳格な FRB のプルーデンス監督規制の下に置くことを目的としている。そうした金融会社の大幅な財務の悪化が、世界全体または米国の金融の安定性、世界経済または米国経済にとって脅威となり得る場合、FRB が当該金融会社を「ティア 1 金融持株会社」（ティア 1 FHC）として指定し、FRB に一元的に監督規制を行わせる。ティア 1 FHC の判断基準として、①資産の規模および性質、②負債の規模および性質（短期資金調達への依存度を含む）、③オフバランスのエクスポージャー、④他の主要金融機関との取引および関係性、⑤家計・企業・地方政府に対する信用供与源または金融システムへの流動性供与源としての重要性、⑥（必要に応じて）FSOC の勧告、⑦その他 FRB が適切と考える判断基準という内容が、法律に規定されている。

また、外国金融機関についても、その大幅な財務の悪化が米国の金融の安定性や経済の脅威となり得る場合、FRB によってティア 1 FHC に指定される。その基準は、①米国内の

³ 1987 年のブラックマンデーを受けてつくられた PWG が、規制当局間の情報共有や規制当局間の管轄権の問題解決等、いわば規制当局のコーディネーターとしての役割を担ってきた。しかし、PWG は正式な規制当局ではなく、また構成も財務長官、FRB 議長、SEC 委員長、CFTC 委員長に限られるという限界がある（小立敬「米国財務省が明らかにした金融規制改革の構想—競争力強化の観点からの規制構造改革案の提示」『資本市場クォーターリー』2008 年春号を参照）。

資産の規模および性質、②米国の業務・運営に利用される負債の規模および性質（短期資金調達への依存度を含む）、③米国に関連するオフバランスのエクスポージャー、④他の米国の主要金融機関との取引および関係性、⑤米国の家計・企業・地方政府に対する信用供与源または金融システムへの流動性供与源としての重要性、⑥（必要に応じて）FSOC の勧告、⑦その他 FRB が適切と考える判断基準が規定されている。

そして、ティア 1 FHC に対しては、一般の銀行持株会社よりも厳格なプルーデンス規制、具体的にはリスク・ベースの自己資本規制、レバレッジ制限、流動性規制、全体的なリスク管理規制が課せられることが規定されている。ティア 1 FHC に指定された外国金融機関についてもプルーデンス規制の強化が行われる。また、ティア 1 FHC は、常時、自己資本が充実し（well capitalized）、経営管理が良好である（well managed）ことが求められる⁴。そして、ティア 1 FHC には、①自らが経営危機に陥った場合の迅速かつ秩序立った清算計画（plan for rapid and orderly resolution）、②他のティア 1 FHC への信用エクスポージャー、③他のティア 1 FHC からの信用エクスポージャーを定期的に報告することが義務づけられる。

さらに、1956 年銀行持株会社法は金融持株会社が非金融（non-financial）業務に従事することに制約をかけているが、ティア 1 FHC も金融持株会社と同じ制限を受けることになる。そのため、ティア 1 FHC は FRB による指定を受けてから 5 年以内に銀行持株会社法の規定に適合させなければならない⁵。銀行以外の業種であっても金融持株会社の業務範囲規制に適合させなければならないことを意味する。

<第 3 編：連邦預金取扱機関監督規制改革法>

2009 年連邦預金取扱機関監督規制改革法（Federal Depository Institutions Supervision and Regulation Improvements Act of 2009）は、連邦貯蓄機関のチャーター（免許）を廃止し、連邦貯蓄機関の規制当局である OTS と国法銀行の規制当局である OCC を統合し、新たに全米銀行監督者（NBS）という規制当局を設立する法案である。モーゲージ関連業務を中心に業務を行ってきた連邦貯蓄機関は、現在では実質的に国法銀行と同じ業務を行っていることから、両業種を分ける意味が乏しくなってきたという背景がある。連邦貯蓄機関の制度を廃止することで、これらの業態間で規制アービトラージが行われることを防ぐことが意図されている。本法は、国際的な規制改革への対応というよりは、直接的には米国の国内的な課題を解決するものである。

<第 4 編：私募ファンド投資顧問登録法>

G20 ロンドン・サミットの金融システムの強化に関する宣言では、「ヘッジファンドまた

⁴ 従来は、銀行持株会社が金融持株会社に転換する際にだけ、自己資本が充実し、経営管理が良好であるという基準を満たすことが法律上要請されていた。

⁵ なお、米国のティア 1 FHC で、大半の業務が「本質的に金融である業務」（financial in nature）以外の業務に従事している場合、「本質的に金融である業務」を行うための中間持株会社の設立が求められる。

はそのマネージャーは登録される」という国際的な規制方針が示された⁶。これを受けて、2009年私募ファンド投資顧問登録法（Private Fund Investment Advisers Registration Act of 2009）は、1940年投資顧問法に「私募ファンド」（private funds）という定義を導入し、ヘッジファンド等を規制の対象とする⁷。それに併せて、現行の投資顧問法の登録免除規定を修正し、州内登録免除の規定を廃止するとともに、①顧客数15人以下、②公に投資顧問として業務を行わない、③登録投資会社等の投資顧問として活動しない投資顧問に関する登録免除規定を廃止し、私募ファンドの投資顧問として活動する一定の投資顧問に登録を求める。その一方で、①米国に業務拠点を置かず、②過去12ヶ月間の米国の顧客数が15人以下かつ米国内の顧客の運用資産が25百万ドル以下で、③米国では公に投資顧問として業務を行わないか、登録投資会社の投資顧問として活動しない等の外国私募投資顧問（foreign private advisors）に関する登録免除規定を新たに設けている。すなわち、海外のヘッジファンドであっても米国内に15名以上の顧客がいたり、米国の顧客の運用資産が25百万ドルを超える場合は、そのマネージャーは登録をしなければならない。

また、投資顧問から助言を受けている私募ファンドに関して、公衆の利益およびシステミック・リスクの評価のため、投資顧問に記録の保管と報告書の策定を求める権限をSECに与えている。そして、SECは私募ファンドに関する記録・報告書をシステミック・リスク評価を行うFRB、FSOCに提出する。当該記録・報告書に含まれる情報としては、①運用資産残高、②レバレッジの利用（オフバランスを含む）、③カウンターパーティ・クレジットリスク・エクスポージャー、④トレーディングおよび投資ポジション、⑤トレーディングの手法（practice）、⑥その他SECが定める情報（公衆の利益、投資家保護、システミック・リスクの評価に必要な情報）が規定されている。また、登録投資顧問は、助言を与える私募ファンドの投資家、潜在投資家、カウンターパーティ、債権者に対して上記の記録・報告書その他の書類を開示することが求められる。

<第5編：全米保険局法>

米国の保険規制は州の管轄であり、米国は先進国では唯一、国レベルで監督規制を行う仕組みがない。そのため、州によって保険規制が区々であるほか、国際会議では米国の代表者を送ることができないといった弊害が生じている。そこで、2009年全米保険局法（Office of National Insurance Act of 2009）は、連邦レベルの保険規制当局として全米保険局（ONI）を財務省の内局として設置し、保険規制に連邦レベルのプルーデンス政策を導入すること、国際的あるいは国内で重要な保険の問題に関して州当局との調整を図る役割を担わせている。

⁶ 欧州のヘッジファンド規制については、岩谷賢伸「欧州におけるヘッジファンド規制の強化」『資本市場クォーターリー』2009年夏号（ウェブサイト版）を参照。

⁷ 私募ファンドは、1940年投資会社法に規定する投資会社から除外される投資会社（その発行済証券が100人を超えない者によって実質的に所有されており、かつ証券の公募を行っていない発行者等）で、①連邦法もしくは州法に基づいて設立されたか、②発行済証券の10%が米国人によって所有されている投資会社と定義される。

＜第6編：銀行持株会社・預金取扱機関規制改善法＞

2009年銀行持株会社・預金取扱機関規制改善法（Bank Holding Company and Depository Institution Regulatory Improvements Act of 2009）は、様々な銀行規制の改善を図るための法案である。例えば、銀行と商業の分離の観点から、預金を取扱う一方で「銀行」の定義に該当しなかったノンバンク銀行、クレジットカード銀行、信託会社、産業融資会社（ILC）の持株会社に対する規制を強化するほか、銀行の関連会社との銀行取引に関してファイヤーウォール規制の強化を図っている。

＜第7編：店頭デリバティブ市場法＞

クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）の相互関係性に起因する市場の不透明さが、危機を増幅したという認識から、G20の議論では、システム上重要な市場としてCDSを含む店頭（OTC）デリバティブ市場に対する監督規制の強化の方針が打ち出されている。元々、米国では2000年商品先物取引現代化法によってCDSは規制の空白域となっていた。2009年店頭デリバティブ市場法（Over-the-Counter Derivatives Markets Act of 2009）は、CDSを含む店頭デリバティブ市場に監督規制を導入することを目的とする法案である⁸。

店頭デリバティブ取引にはCFTCとSECの2つの規制当局が関わるため、商品取引所法に規定されCFTCが所管する「スワップ」⁹と1934年証券取引所法に規定されSECが所管する「証券派生スワップ」（security-based swap）に定義が分かれる。もっとも、スワップおよび証券派生スワップに対する各種規制はCFTCとSECが共同で統一的に策定するとされており、スワップと証券派生スワップは同じ規制が適用される。

スワップ（証券派生スワップを含む）には標準化が求められる¹⁰。標準化されたスワップは、デリバティブ清算機関¹¹を通じて清算され、かつ取引所で取引されるか、私設取引施設としての代替スワップ執行ファシリティ（alternative swap execution facility）のいずれかで取引されることが求められる。

そして、取引所のみならず、デリバティブ清算機関および代替スワップ執行ファシリティについてもCFTC（もしくはSEC）への登録が求められるほか、主な市場参加者として、自己勘定でスワップの売買業務を行うスワップ・ディーラー、主要スワップ参加者（major swap participant）¹²にも登録を求めている¹³。そして、登録されたスワップ・ディーラーおよび主要スワップ参加者には最低資本およびマージンに関する規制、報告・記録に関する

⁸ 関雄太「CDSとOTCデリバティブを巡る米国の規制改革・市場改革の進展」『資本市場クォーターリー』2009年秋号を参照。

⁹ 同法案に規定するスワップとは、プット、コール、フロアー、カラー、その他1以上の金利その他の利率、通貨、コモディティ、証券、負債・インデックス・量的指標・その他の金融・経済的な利益・所有に関する商品の売買、裏付けされた価値のための類似のオプションのことを指す。

¹⁰ もっとも、標準化の具体的な定義は明確でなく、CFTCとSECが共同で定義を定めることになっている。

¹¹ 取引所法上は、証券派生スワップの清算エージェンシーとしてSECへの登録が求められる。

¹² 主要スワップ参加者とは、スワップ・ディーラー以外で一般会計原則（GAAP）がヘッジ目的とするもの以外のスワップに関して相当のネット・ポジションを維持する者として、CFTCおよびSECが共同で定義する。

¹³ 取引所法上は、証券派生スワップ・ディーラーと主要証券派生スワップ参加者の登録を求めている。

規制、業務行為規制等の各種の規制が課せられる。

デリバティブ清算機関にはスワップの取引量およびポジションの集計値の公表が求められる。また、標準化されないスワップも情報開示の対象となる。標準化されないスワップの取引データを集めるスワップ取引情報機関 (swap repository) は登録が求められるとともに、スワップの取引量およびポジションの集計値の公表が要請される。また、デリバティブ清算機関で清算されず、スワップ取引情報機関にも報告されないスワップについては取引参加者に記録と報告が求められることになる。

また、一般投資家の保護の観点から、本法は店頭デリバティブ取引の参加者を限定することとしている。具体的には、適格契約参加者 (eligible contract participant) 以外の者が商品取引所以外のスワップに参加することを禁止している。適格契約参加者は商品取引所法 1a 条(12)項に定義されており、金融機関、保険会社、投資会社、商品ファンド、1 千万ドル以上の資産を有する会社、パートナーシップ、信託等が含まれる。

<第8編：支払・清算・決済監督法>

2009 年支払・清算・決済監督法 (Payment, Clearing, and Settlement Supervision Act of 2009) は、清算・決済機関のうち FRB が「システム上重要」と指定したユーティリティ (utility) に対する監督規制を強化し、FRB が「システム上重要」と指定した支払・清算・決済業務に関わる金融機関の行動に関して規制強化を図ることを目的としている。FRB からシステム上重要と指定されたユーティリティには連邦準備銀行にアカウントをもたせる方針が示されており、市場で流動性に問題が生じた場合、システム上重要なユーティリティは中央銀行の流動性にアクセスできるよう手当てを図っている。

<第9編：投資家保護法>

2009 年投資家保護法 (Investor Protection Act of 2009) は、①投資家保護に係る各種規制 (情報開示、エンフォースメントおよび救済措置)、②格付機関規制、③役員報酬規制、④証券化プロセスに関する規制という 4 つの分野で成り立っている。以下では②から④を概観する。

第一に、格付機関規制についてはすでに SEC の規則改正が行われているが¹⁴、本法は取引所法そのものの修正を図ることによって格付機関規制のさらなる強化を図ることを狙いとしている。まず、本法では格付機関は NRSRO¹⁵として SEC に登録することが義務づけられる。従来の格付機関の登録の仕組みでは、NRSRO としてのステータスを得ようとする格付機関からの申請に基づき、一定の条件を満たす格付機関のみが SEC に登録されていたが、本法では格付機関は強制的に SEC に登録しなければならないことになる。

¹⁴ 小立敬「米国 SEC の格付機関規制に関する最終規則および再提案」『資本市場クォーターリー』2009 年春号。

¹⁵ 正式には、Nationally Recognized Statistical Rating Organizations (直訳すれば「全国的に認知されている統計的格付機関」) である。

そして、格付機関のガバナンス強化として、NRSRO は内部統制、デュー・デリジェンス、格付決定のための手続きの適用が確保されているかについて SEC のレビューを受ける。また、利益相反の管理に関して、利益相反に対処・管理・開示するための方針・手続きを NRSRO が策定・維持・執行することが要請され、SEC によって利益相反に関する情報開示規則が策定される。また、NRSRO にはコンプライアンス・オフィサーの設置が求められる。SEC の規則改正では見送られた証券化商品とその他の商品で異なる格付記号を使用することも要請される。さらに、NRSRO の格付手法の透明性向上に資する情報開示として、格付手続きおよび手法における前提条件に関する情報、格付決定に利用するデータ、サービサーの活用状況、格付のモニタリングの頻度を明らかにするための規則の策定を SEC に要請している¹⁶。

さらに、NRSRO およびその関係者が、すでに格付を発行している証券発行者、引受人、私募仲介者 (placement agent) に対して、問題となる格付の発行、またはリスク管理に関する助言サービス、付随的な支援・助言・コンサルティング・サービスを含む、直接または間接に追加的な報酬が支払われる支援業務を提供することが禁じられる。また、NRSRO から証券化商品およびすべての企業債務について正式な格付が発行される前に予備的格付が付与された場合、証券発行者はその予備的格付を公表することが求められる。

第二に、役員報酬に関しては、役員報酬に対して拘束力のない株主投票を行う「Say on Pay」が上場会社に義務づけられるほか、報酬委員会のメンバーの独立性の確保が求められる。報酬委員会のメンバーは、報酬委員会のメンバーまたは取締役としての対価以外にコンサルティング、アドバイザーその他の報酬を受けることが禁じられる。

最後に、証券化プロセスに関する規制強化である。資産担保証券 (ABS) の証券化プロセスに関わる証券化業者 (securitizers) に対して、ABS 発行を通じて第三者に移転・売却・譲渡した資産に係る信用リスクの相当割合に対応する経済的利害を保有することを求めている。そして ABS の定量保有に関する具体的な水準として、証券化業者に対して移転された資産の信用リスクの少なくとも 5% という保有義務を課している¹⁷。

また、ABS に関しては情報開示が強化され、ABS 保有者が 300 人を下回っていても取引所法の開示義務は免除されないことになる。そして、ABS の証券発行者に対しては、新た

¹⁶ 透明性向上のための情報開示の中には、格付の質に関する内容として、①手続きや手法の開発、証券化商品の組成に利用されるモデルおよびデフォルトの相関関係に関する前提、②潜在的な格付の欠点、流動性リスクや市場リスク等の格付から排除されているリスクの種類、③データ期間の制限や確たる書類へのアクセスの制限など主なデータが信頼できるものであるかどうかに関する意見を含む格付決定に用いるデータの信頼性・正確性・質に関する情報、④デュー・デリジェンスにおけるサードパーティの利用の有無とその程度および当該サードパーティに対するレビューに関する情報、⑤格付決定に用いるデータの適切性に関する記述、⑥利用可能な情報の質に対する全体的な評価に関する意見が挙げられている。また、格付の量的な面の情報開示として、①格付の潜在的なボラティリティに関する説明または測定指標、②期待デフォルト率およびデフォルト時損失率を含む格付の内容に関する情報、③格付のセンシティブティに関する情報が規定されている。さらに、デュー・デリジェンスを行ったサードパーティは NRSRO に証書を提出し、NRSRO は格付発行の際に当該証書の公表が求められる。

¹⁷ 規制の潜脱を防ぐため、証券化業者は保有が義務づけられる信用リスクを直接または間接にヘッジ、移転することが禁じられる。

に情報開示に関する SEC 規則が策定され、その開示情報には少なくとも、投資家が独自にデュー・デリジェンスを行うことができるよう ABS の裏付け資産となるローン・レベル、資産レベルのデータが含まれることになる。

さらに、ABS 市場における表明 (representations) および保証 (warranties) の導入が規定されている。表明・保証によって ABS の品質に瑕疵があれば投資家から買戻し等が求められることになる。具体的には、投資家がオリジネーターの引受けにおける明確な欠陥を識別できるよう買戻し条件に関する情報開示を求め、格付機関には、格付の付属レポートの中で表明・保証および投資家にとってのエンフォースメントの仕組み等に関する説明の記述を求めている。

<第 10 編：消費者金融保護庁法>

2009 年消費者金融保護庁法 (Consumer Financial Protection Agency Act of 2009) は、消費者向け金融商品・サービスを規制する新たな規制機関として消費者金融保護庁 (CFPA) の設置を図る法案である。CFPA は消費者が消費者向けの金融商品・サービスを判断するための情報を有しそれを理解すること、不正行為から消費者を守ること、消費者向け金融商品・サービス市場の公正さと効率性を維持すること、すべての消費者が金融サービスにアクセスできることを目的とする。

なお、証券や先物といった投資商品に係る投資家保護は CFPA ではなく、引き続き SEC および CFTC が担うこととなっている。

<第 11 編：連邦取引委員会法改正>

連邦取引委員会法 (Federal Trade Commission Act) の改正は、消費者向け金融商品・サービスの提供に関して、消費者保護の分野にも責任を有する連邦取引委員会 (FTC) と CFPA との協力・協調を推進することを目的とする法改正である。

<第 12 編：大規模かつ相互関係性を有する金融会社に関する破綻処理権限法>

リーマン・ブラザーズの法的破綻の影響から金融市場に大きな混乱が生じたことから、米国ではシステム上重要な金融機関の中でも、特に預金保険制度の枠外にあるノンバンク、銀行持株会社の秩序立った破綻処理の枠組みを整備することの重要性が認識されることになった。2009 年大規模かつ相互関係性を有する金融会社に関する破綻処理権限法 (Resolution Authority for Large, Interconnected Financial Companies Act of 2009) は、セーフティネットの枠組みのない金融会社、具体的には銀行持株会社、ティア 1 FHC およびその子会社 (預金取扱機関、ブローカー・ディーラー、保険会社を除く) が対象となっている。預金取扱機関、ブローカー・ディーラーが対象から除かれているのは、預金取扱機関は FDIC が提供するセーフティネットの対象であり、ブローカー・ディーラーは顧客資産の保護を

図る証券投資者保護公社（SIPC）に加盟しているからであるとみられる¹⁸。

同法では、経営危機に陥った問題金融会社に対しては、FDIC または SEC がいわゆる管財人としてのコンサベーターまたはレシーバーになることが可能で、さらに、FDIC は問題金融会社への金融支援として、融資、融資に対する保証、資産・負債・株式等の買取り等が可能である。また、FDIC または SEC は、必要に応じて問題金融会社を承継するブリッジバンクを設立することができる。新たに与えられる FDIC や SEC の機能は、連邦預金保険法（FDIA）に基づいて FDIC に与えられる預金取扱機関の破綻に対応する機能と概ね同等の機能である。

＜第 13 編：連邦準備法改正＞

金融危機における FRB の危機対応として、連邦準備法 13 条(3)項に規定する特別融資が積極的に活用された。当該融資は、緊急かつ非常時において連邦準備銀行が個人、法人、パートナーシップ（組合）に対しても証券担保によって与信を可能にする異例の枠組みである。FRB はこの条文を利用して、発行者から直接 CP や ABCP を買取る仕組みとして CP ファンディング・ファシリティ（CPFF）を導入したり、ABS や CMBS の投資家にノンリコース・ローンを提供するターム物 ABS ローン・ファシリティ（TALF）を導入したほか、ベアー・スターンズや AIG といった破綻したノンバンクに対する最後の貸し手（LLR）としての資金供与にも当該融資を活用した。

連邦準備法の現行規定では、FRB の単独の判断（5 名以上の理事による承認）で融資の実行が可能であり、事後的に議会で報告すればよい定めとなっている。これに対して今回の連邦準備法改正は、13 条(3)項の融資実行の際に財務長官の事前承認を求めることを狙いとした改正である。

III. 金融規制改革法の行方

連邦議会は夏場の休会を経て 9 月上旬に再開された。現在、議会では金融制度改革に関して公聴会や法案の審議が進んでおり、オバマ政権が提出した金融制度改革法案に加えて、下院金融サービス委員会のバーニー・フランク委員長（民主党）が策定した法案など議員提案による法案も含めて法案審議が進んでいる。すでに法案成立に向けて具体的に進展している分野もあり、例えば、下院金融サービス委員会ではフランク委員長が提案した店頭デリバティブ規制法案に修正が加えられて採択され、下院本会議の審議に送られている¹⁹。

一連の金融規制改革の議論の中で大きな争点の一つとなっているのが、大規模かつ複雑

¹⁸ SIPC には破綻したブローカー・ディーラーの顧客保護のために清算手続きを開始する権限があり、その場合、SIPC は連邦地方裁判所に清算を手掛ける管財人を申請して清算手続きのイニシアティブをとる（SIPC 自身が管財人となることも可）。実際、2008 年 9 月 15 日にリーマン・ブラザーズのグループ持株会社（Lehman Brothers Holdings Inc.）がチャプター11 を申請した後の 9 月 19 日に、SIPC はニューヨーク連邦地方裁判所に管財人を申請してリーマン傘下のブローカー・ディーラー（Lehman Brothers Inc.）の清算手続きを開始している。

¹⁹ 前掲注 8 参照。

な金融機関に対する監督規制のあり方である。システム上重要な金融機関（systemically important institution）に対して監督規制を強化するという方針は、2009年9月に開催されたG20ピッツバーグサミットにおいても確認されており、すでに国際的なコンセンサスとなっている。オバマ政権としては、システム上重要な金融機関をティア1 FHCと位置づけ、それらをFRBに一元的に監督規制させることを提案した。

しかし、FRBの権限を強化する改革案に対して、議会や既存の規制当局などから反対の声が上がっている。FRBが今回の金融危機を防ぐことができなかったことに対する不信があり、システムック・リスク・レギュレーターとしてFRBに規制監督を一元化することへの疑念が生じていること、FRBの金融政策の独立性に影響が生じる懸念があることがその主な理由である。このような反対意見を有する立場からは、新たに設置されるFSOCにティア1 FHCの監督規制を行わせるという議論が行われているほか、上院銀行委員会のドッド委員長（民主党）は、いくつかの規制機関に分かれた銀行監督規制の権限を一つの銀行規制当局に統合するといったアイデアを示した。

こうした議論の中、下院金融サービス委員会および財務省の提案として、2009年金融安定化改善法案が示された。そこでは、ティア1 FHCの監督をFRBに一元化するというこれまでの方針が改められ、FSOCがシステムック・リスクを生じる金融会社および金融活動を監督することになっているなど、当初のオバマ政権の金融規制改革法案に大幅な修正を加えている。

オバマ政権としては、金融規制改革に関する法案の年内の成立を目指しており、限られた時間の中で法案成立に向けた前進が想定される。米国の改革はG20の枠組みの下で行われている国際的な金融制度改革の方向性にも大きな影響を及ぼし得るものであることから、今後も米国議会の動向から目が離せない。

図表 米国の金融規制改革法案の概要

第1編：2009年金融サービス監督カウンシル法
<p>▼金融サービス監督カウンシルの設置（102条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融サービス監督カウンシル（FSOC）を設置する。FSOCは、財務長官（FSOC議長に任）、連邦準備制度理事会（FRB）議長、全米銀行監督者（NBS）の長（NBSに移行するまでは通貨監督局（OCC）と貯蓄金融機関監督局（OTS）の局長）、消費者金融保護庁（CFPA）長官、証券取引委員会（SEC）委員長、商品先物取引委員会（CFTC）委員長、連邦預金保険公社（FDIC）総裁、連邦住宅金融庁（FHFA）長官を構成員とする。 FSOCの目的は、①米国の金融市場の信認・効率性・秩序・競争力・安定性の強化のための助言と提言、②投資家の信頼性の維持、③金融サービス市場を監視し、米国の金融システムの安定性を脅かす要因を発見、④当局間の情報共有と協調の促進、⑤ティア1金融持株会社とシステム上重要な金融市場ユーティリティ（清算・決済機関）の指定に係るFRBへの助言、⑥問題化しつつあるテーマに関する討論と分析、管轄権争いの解決の場の提供。 <p>▼FRBへの提言（103条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ティア1FHCに指定する金融機関をFRBに勧告し、金融市場ユーティリティ、支払・清算・決済業務がシステム上重要であるとの指定をFRBに勧告する権限をFSOCに付与。 <p>▼FSOCの権限（104条）</p> <ul style="list-style-type: none"> FSOCを構成する規制当局からの情報の受領または情報の提出を要請する権限をFSOCに付与。また、FSOCに金融の安定性への脅威を評価する目的で米国金融機関に定期的な報告を義務づける権限を与える。
第2編：2009年銀行持株会社現代化法
<p>▼ティア1金融持株会社の監督規制（204条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1956年銀行持株会社法を改正し、その財務の大幅な悪化の影響が世界ないし米国の金融の安定性、世界ないし米国の経済にとって脅威となり得る米国金融機関、また、その影響が米国の金融の安定性もしくは経済の脅威となり得る外国金融機関をFRBがティア1金融持株会社（ティア1FHC）に指定する。 その判断基準は、①金融機関の資産の規模および性質、②負債の規模および性質（短期資金調達への依存度を含む）、③オフバランスのエクスポージャー、④他の主要金融機関との取引および関係性、⑤家計・企業・地方政府に対する信用供与源または金融システムへの流動性供与源としての重要性、⑥（必要に応じて）FSOCの勧告、⑦その他FRBが適切と考える判断基準である。 外国金融機関のティア1FHCに関する基準は、内国待遇と競争の機会平等の原則の下、①米国内の資産の規模および性質、②米国の業務・運営に利用される負債の規模および性質（短期資金調達への依存度を含む）、③米国の主要金融機関との取引および関係性、④米国の家計・企業・地方政府に対する信用供与源または金融システムへの流動性供与源としての重要性、⑥（必要に応じて）FSOCの勧告、⑦その他FRBが適切と考える判断基準である。 FRBが米国内外のティア1FHCに通常の銀行持株会社よりも厳格なプルーデンス規制としてリスク・ベースの自己資本規制、レバレッジ制限、流動性規制、全体的なリスク管理規制を適用。ティア1FHCには常に自己資本が充実し、経営管理が良好であることを求める。また、①迅速かつ秩序立った清算計画、②他のティア1FHCへの信用エクスポージャー、③他のティア1FHC

からの信用エクスポージャーの定期的な報告を含む報告・検査・情報開示を義務づける。

- FRB からティア 1 FHC の指定を受けた金融機関は 5 年以内に、その業務を銀行持株会社法の規定に適合させなければならない。ティア 1 FHC は大型買収を実施する以前に FRB に事前通知を出し、FRB は、ティア 1 FHC による銀行買収を認可するにあたって、国内および世界的な金融の安定性に及ぼすリスクについて審査を行う。
- 米国ティア 1 FHC の自己資本その他の問題を解決するための早期是正措置を採用する。FRB は自己資本が大幅に不足している米国ティア 1 FHC に資本増強を義務づけると同時に他の業務を制限することが認められ、資本不足が深刻な米国ティア 1 FHC は 90 日以内に破産申請を行わなければならない。

第 3 編：連邦預金取扱機関監督規制改革法

▼NBS の設立 (311 条)

- 財務省の内局として全米銀行監督者 (NBS) を設置する。

▼権限・義務の承継 (321 条)

- 通貨監督局 (OCC) および貯蓄機関監督局 (OTS) の機能、権限、義務を NBS に承継する。

▼OCC の廃止 (323 条)

- OCC を廃止する。

▼OTS の廃止 (324 条)

- OTS を廃止する。

▼連邦貯蓄機関の廃止 (351 条)

- 連邦貯蓄機関のチャーターを廃止する。

第 4 編：2009 年私募ファンド投資顧問登録法

▼定義 (402 条)

- 1940 年投資顧問法に私募ファンド (private fund)、外国私募投資顧問 (foreign private advisor) の定義を追加。

▼私募ファンドの投資顧問登録免除の廃止等 (403 条)

- 顧客数が 15 人以下、投資顧問を公に名乗らない、登録投資会社等の投資顧問として活動しない投資顧問に対する登録免除を廃止し、私募ファンドに対して助言を行う投資顧問を州内登録免除の対象から外す。一方、外国籍私募ファンドの投資顧問の登録免除規定を加える。

▼システミック・リスク・データの収集、報告、検査、情報開示 (404 条)

- 1940 年投資会社法において私募ファンドに助言を行う投資顧問に私募ファンドに関する記録の保管と報告書の提出を義務づける権限を SEC に付与。SEC は、その報告書と記録をシステミック・リスクの査定のために FRB と FSOC に提供しなければならない。また、私募ファンドに助言を行う登録投資顧問は、私募ファンドの投資家、潜在投資家、カウンターパーティ、債権者に対して報告書や記録その他書類を開示することを義務づける。

第 5 編：2009 年全米保険局法

▼全米保険局の設置 (502 条)

- 全米保険局 (ONI) を財務省に設置する。ONI の権限は、①保険業界のあらゆる側面を監視、②保険会社とその系列会社を銀行持株会社法の下でティア 1 FHC に指定することを FRB に勧告、③テロリズム・リスク保険プログラムの管理において財務長官を支援、④連邦当局の取り組みを調整し、国際的な保険業務のプルーデンス面に関する連邦政策を導入、⑤プルーデンス規制に関

する国際保険協定により州保険規制が無効となるかを判断、⑥国家的に重要な保険の問題と国際的に重要な保険のブルーデンスに関する州との協議を行うことである。

- ONI 局長は自ら適切と判断する範囲において州の保険規制当局と協議を行う。いかなる保険料率、保険プレミアム、引受け、営業、もしくは州のカバレッジ規制に関する州の保険規制についてこれを無効とすることはない。
- 財務長官に、米国を代表してブルーデンス規制に関する国際保険協定を交わす権限を与える。

第 6 編：2009 年銀行持株会社・預金取扱機関規制改善法

▼クレジットカード銀行、産業融資会社等の銀行持株会社（602 条）

- ノンバンク銀行、クレジットカード銀行、信託会社、産業融資会社（ILC）を含む預金取扱機関を支配する持株会社で、法律上の「銀行」の定義に当てはまらない会社に対する免除条項を廃止。

▼金融持株会社の自己資本が充実し、経営管理が良好な状態を保つ義務（605 条）

- 金融持株会社に自己資本が充実し、経営管理が良好な状態を維持することを義務づけ。

▼関連会社との銀行取引に関する規制強化（607 条）

- 連邦準備法 23A 条を改正し、連邦準備制度加盟銀行が投資顧問を務める投資ファンドを加盟銀行の関連会社と定義し、デリバティブ取引を規制対象に追加。

▼金融子会社との取引に関する免除の廃止（608 条）

- 連邦準備法 23A 条を改正し、連邦準備制度加盟銀行による金融子会社との取引の特別な取扱いを廃止。

▼デリバティブ取引、レポ取引、証券貸借の信用エクスポージャーの制限（609 条）

- 国法銀行の貸付制限の目的を踏まえて、店頭デリバティブ取引、レポ取引、リバースレポ取引を信用供与とみなし貸付制限を強化。

第 7 編：2009 年店頭デリバティブ市場法

▼定義（711 条）

- 本法に基づき CFTC と SEC が共同で策定した規則および規制は、統一的なものであり、機能面・経済面で同じ商品を同等に扱うことを求める。

▼清算（713 条）

- 登録されたデリバティブ清算機関による標準化されたスワップの清算、契約市場（contract market）として指定された商品取引所で行われる標準化されたスワップの取引、登録された代替スワップ執行ファシリティ（alternative swap execution facility）で行われる標準化されたスワップの取引を求める。
- 適格契約参加者（eligible contract participants）以外の者が契約市場で行われるスワップ以外にスワップの取引に参加することを禁じる。
- スワップを清算するデリバティブ清算機関は CFTC への登録を求められる。CFTC と SEC は、本法の規定によりスワップのためのデリバティブ清算機関として登録した機関と 1934 年証券取引所法上の証券派生スワップ（security-based swap）のための清算エージェンシーとして登録した機関とを統一的に規制する規則を適用する。
- デリバティブ清算機関は、最低限の財務基盤、参加者や商品の適格性、リスク管理、決済手続き、メンバーまたは参加者の資金・資産の安全性、デフォルト時の規則および手続き、規則のエンフォースメント、システムのセーフガード、報告、記録、情報開示、情報共有、反トラスト、ガバナンス、利益相反の緩和措置、役員構成、リーガル・リスクを含む規制上のコア・プリンシプル

を策定。

▼集計されたスワップ・データの公表（714 条）

- CFTC または CFTC に指定されたデリバティブ清算機関、スワップ取引情報機関（swap repository）は、スワップの取引量およびポジションの集計値を公表する。

▼スワップ取引情報機関（715 条）

- スワップ・データを受け入れ、保持し、公表するスワップ取引情報機関の責務として、CFTC に登録し、その検査を受ける。CFTC と SEC は、スワップ取引情報機関として登録された機関と証券派生スワップ取引情報機関として SEC に登録した機関とを統一的に規制する規則を適用する。

▼報告および記録（716 条）

- 登録されたデリバティブ清算機関で清算されない、またはスワップ取引情報機関に報告されないスワップ取引の参加者は報告・記録が求められる。

▼スワップ・ディーラー、主要スワップ参加者の登録・規制（717 条）

- スワップ・ディーラーおよび主要スワップ参加者（major swap participant）は CFTC に登録する。CFTC および SEC は、スワップ・ディーラーまたは主要スワップ参加者として CFTC に登録した機関と証券派生スワップ・ディーラーまたは主要証券派生スワップ参加者として SEC に登録した機関とを統一的に規制する規則を適用する。登録されたスワップ・ディーラーまたは主要スワップ参加者には、銀行規制当局、SEC、CFTC から最低資本およびマージンに関する規制、報告・記録に関する規制、業務行為規制、ドキュメンテーションおよびバック・オフィスに係る基準への適合、ポジション制限や情報開示、利益相反、反トラストに関する規制の遵守が求められる。

▼代替スワップ執行ファシリティ（719 条）

- スワップを取引するためのファシリティには、代替スワップ執行ファシリティとして CFTC への登録を求め、不正の防止、トレーディングの手続き、取引の公正・安全に関する基準を設ける。代替スワップ執行ファシリティには、エンフォースメント、相場操縦の防止、モニタリング、情報収集と情報開示、ポジション制限、緊急時の権限、記録および報告、反トラスト、利益相反に関する規制上のコア・プリンシプルを策定。

▼マージン（722 条）

- CFTC は、登録された機関に対してマージンの水準を設定する権限もつ。

▼ポジション制限（723 条）

- CFTC は契約市場として指定された商品取引所に上場された商品先物、電子取引およびオーダーマッチング・システムに直接アクセスして米国内の取引参加者に提供する外国取引市場（foreign boards of trade）の商品先物に関して、総体のポジションを制限する。

▼外国取引市場

- CFTC は、電子取引およびオーダーマッチング・システムに直接アクセスして米国内のメンバーおよび取引参加者に取引を提供する外国取引市場に登録およびその条件と手続きに関する規則を策定する。

第 8 編：2009 年支払・清算・決済監督法

▼システム上の重要性の指定（804 条）

- 金融市場ユーティリティ（清算・決済機関）もしくは金融機関の支払・清算・決済業務を、システム上重要であると指定する権限を FRB に付与。その基準には、そこで行われた取引の合計額、金融市場ユーティリティもしくは支払・清算・決済業務の破綻が金融システムに及ぼす影響が含

まれる。

▼システム上重要なユーティリティと支払・清算・決済業務の規制（805 条）

- システム上重要と指定された金融市場ユーティリティの運営、システム上重要と指定された支払・清算・決済業務に関わる金融機関の行動について、FRB にリスク管理基準を設定する権限を与える。

▼指定された金融市場ユーティリティの運営（806 条）

- システム上重要と指定された金融市場ユーティリティ向けの口座を連邦準備銀行に開設。

▼検査と制裁措置（807 条）

- 監督機関が指定された金融市場ユーティリティに対して、最低年 1 回、健全性に関する検査を行い、制裁措置を設けることを認める。また、FRB が他の監督機関が行う検査に参加して助言を行い、監督機関が存在しない金融市場ユーティリティの監督機関として FRB が指名されることを認める。

第 9 編：2009 年投資家保護法

＜情報開示、エンフォースメントおよび救済措置＞

▼ブローカー・ディーラーと投資顧問の受託義務（913 条）

- 証券投資に関して投資助言を行うブローカー・ディーラーと投資顧問は同じ受託行為を行っていることから、SEC はブローカー・ディーラーと投資顧問が投資家に対して負う義務を合致させる。また、ブローカー・ディーラーと投資顧問の関係について投資家に簡素で明確な情報公開を行い、公衆や投資家の利益に反するような販売行為、利益相反、報酬ストラクチャーを禁止する権限を SEC に付与。

＜格付機関規制の改善＞

▼格付機関の登録義務（931 条）

- 格付機関に NRSRO としての登録義務を課す。

▼格付機関の規制強化（932 条）

- NRSRO に対する規制強化として、①NRSRO の格付手法における内部プロセスのコンプライアンスを SEC がレビュー、②NRSRO は利益相反に対処・管理するための方針策定が求められ、利益相反に関する情報公開に関する SEC 規則を策定、③NRSRO にコンプライアンス・オフィサーの設置を義務づけ、④NRSRO に証券化商品とその他の商品で異なる格付記号の使用を要請、⑤SEC が格付手法の透明な情報公開を確保する規則の制定、NRSRO に格付のリスクに関する定性・定量的な情報公開を要求。

▼格付機関の独立性の強化（933 条）

- NRSRO が格付対象先に特定のコンサルティング業務を行うことを禁止。

▼予備格付についての発行者の情報公開（934 条）

- 証券化商品およびすべての企業債務に関して NRSRO から予備的格付を付与された場合、証券発行者はその情報を公開。

＜役員報酬＞

▼役員報酬の情報開示に関する株主投票（941 条）

- 2009 年 12 月 15 日以降の年次株主総会のプロクシー・ステートメント（株主総会委任状説明書）において、役員報酬に対する拘束力のない投票を行うことを求める。また、2009 年 12 月 15 日以降に M&A に関する株主総会のプロクシー・ステートメントでは、合併に関連する報酬に係る役

員の合意事項、その報酬総額を開示し、開示された合意事項と報酬に対して株主による拘束力のない投票を行うことを求める。

▼報酬委員会の独立性 (942 条)

- 報酬委員会のメンバーに証券発行者からの独立性を保つことを要求。報酬委員会のメンバーは、取締役会のメンバーとしての報酬以外に、証券発行者からコンサルティング、アドバイザー、その他手数料を受け入れてはならない。
- また、SEC に対して報酬コンサルタントや法律顧問等に関する独立性の基準の策定を要求。報酬委員会はかかる基準を満たす報酬コンサルタント、法律顧問等から自らが助言を得る権限が認められ、その場合の費用は証券発行者が支払うことになる。

＜ABS 組成プロセスの改善＞

▼信用リスクの定量保有規制 (951 条)

- 資産担保証券 (ABS) の証券化業者 (ノンバンクを含む) に対して、証券化商品における原資産の信用リスクの一部を保有することを求める規制を連邦レベルの銀行監督当局が統合的に実施。

▼ABS に関する情報開示 (952 条)

- 証券の保有者数が 300 人以下であっても、ABS については 1934 年証券取引法 15 条の定期的な報告を求めるよう改正。また、ABS 発行者に情報公開を求める規則を SEC が採用。その情報には、少なくとも裏付資産であるローン・レベルのデータ、ブローカーやオリジネーターの補償の程度、オリジネーターによるリスクの定量保有が含まれる。

▼ABS に関する表明・保証 (953 条)

- ABS 市場における表明および保証に関する規制の適用。

第 10 編：2009 年消費者金融保護庁法

▼消費者金融保護庁の設置 (1011 条)

- 消費者向けの金融商品・サービスを規制する独立の規制機関として消費者金融保護庁 (CFPA) を設置する。

▼CFPA の責務 (1021 条)

- CFPA は、消費者向け金融商品・サービス市場の透明性、簡潔さ、公正、説明責任、アクセスを促す。CFPA の目的は、消費者向け金融商品・サービスを判断するための情報を有し、その理解を促すこと、不正行為から消費者を守ること、成長とイノベーションの中で消費者向け金融商品・サービス市場の公正さと効率性を保つこと、すべての消費者が金融サービスにアクセスできることである。

第 11 編：連邦取引委員会法改正

▼連邦取引委員会法の改正 (1101 条)

- 消費者向け金融商品・サービスにおける消費者保護に関して、連邦取引委員会が CFPA との協力・協調を図るよう法改正する。

第 12 編：2009 年大規模かつ相互関係性を有する金融会社に関する破綻処理権限法

▼対象金融機関の範囲 (1202 条)

- 本法の対象は、銀行持株会社、FRB に指定されたティア 1 FHC、またはその子会社 (預金取扱機関、保険会社、SEC に登録し証券投資保護公社 (SIPC) に加盟するブローカー・ディーラーを除く)。FDIC または SEC が本法の所管する連邦規制当局となる。

▼システミック・リスクの判断 (1203 条)

- 財務長官が大規模で複雑な銀行持株会社のコンサベーターまたはレシーバーに FDIC または SEC を選定し、FDIC は大規模で複雑な銀行持株会社に対して緊急時の金融支援を行う。FRB、FDIC、SEC の 3 分の 2 の賛成により、銀行持株会社の破綻が米国の経済、金融の安定性に与える影響、金融支援や措置の種類・程度を財務長官に提言する。提言を受けて、財務長官は当該金融機関が破綻または破綻の危機にあること、当該金融機関の破綻およびその他の法律に基づく破綻処理によっては米国の金融の安定性または経済に深刻な負の影響を与えること、本法の措置または金融支援が不可欠または影響を緩和するかを判断。

▼金融支援（1204 条）

- 金融支援には、銀行持株会社またはその子会社に対する直接融資、融資保証、負債・株式・資産の買い取り、取得した資産・負債・義務・株式持分、証券の売却または移管が含まれる。財務長官は FDIC または SEC をコンサベーターまたはレシーバーに選任する。

▼権限および責務（1209 条）

- コンサベーターまたはレシーバーとしての FDIC および SEC の権限・責務は、連邦預金保険法（FDIA）に規定するコンサベーターまたはレシーバーと同様のものとする。例えば、銀行持株会社のコンサベーターまたはレシーバーとしての FDIC および SEC は、当該金融機関の資産を承継し、株主、取締役、執行役の権限のすべてを得て当該金融機関の業務を運営する。
- FDIC および SEC はレシーバーとして、ブリッジバンクを設立することが可能。
- 銀行持株会社のコンサベーターまたはレシーバーとして FDIC および SEC の基金を創設する。当該基金は FDIC の緊急時の金融支援に利用され、財務省からの承認を得て基金を積み立てる。

第 13 編：連邦準備法改正

▼連邦準備法 13 条の改正（1301 条）

- FRB が連邦準備法 13 条に規定する融資を発動する際、財務長官からの事前承認を義務づけるよう法律を改正する。

（出所）金融規制改革法案より野村資本市場研究所作成